

平成18年4月25日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社

代表者名 代表取締役社長 永守 重信

取引所 東証一部・大証一部(6594)

NYSE (NJ)

問合せ先 総務部長 松浦 博幸

T E L (075) 935-6100

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会決議により、平成18年6月22日に開催予定の第33期定時株主総会に 下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元未満株主の権利制限

会社法第189条第2項により、定款に定めれば単元未満株主の権利を自益権のみに限定できるようになったため、第11条を新設するものであります。

(2)参考書類等のインターネット開示

会社法施行規則および会社計算規則を受けて、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、第16条を新設するものであります。

(3)取締役会の書面決議

会社法第370条を受けて、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または 電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、第24条第2項を新設するものであります。

(4) 社外監査役の責任限定契約

会社法第427条により、社外監査役との間においても責任限定契約が締結できるようになり、 あわせて社外監査役の要件が厳格になったことを受けて、社外の優れた人材に対し、社外監査 役の重責を求めるために、第6章および第31条を新設するものであります。

(5)剰余金配当の決定機関

会社法第 459 条を受けて、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、第 33 条を新設するものであります。

(6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

現行定款 変更案

第 1 章 総 則

〈新設〉

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、電子公告を行うことができない事 故その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(会社が発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、4億8, 000万株とする。

〈新設〉

(自己株式の買受け)

第6条 当会社は、商法第211条/3第1項第 2号の規定により、取締役会の決議をもっ て自己株式を買受けることができる。

(<u>1 単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発行) 第<u>7</u>条 当会社の<u>1 単元の株式の数</u>は、1 0 0 株 とする。

2 当会社は、<u>1 単元に満たない株式数を表</u> 示した株券は発行しない。

(名義書換代理人)

- 第<u>8</u>条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を 置く。
 - 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議をもって選定し、これ を公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および実質株主名簿 (以下株主名簿等という。)ならびに株券 喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱 場所に備え置き、株式の名義書換、単元未 満株式の買取りおよび株券喪失登録手続 き、その他株式に関する事務は名義書換代 理人に取扱わせ、当会社においてはこれを 取扱わない。

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 当会社の<u>発行する</u>株券の種類、<u>株式の名養書換</u>、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 1 章 総 則

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会 および会計監査人を置く。

(公告方法)

第<u>5</u>条 当会社の<u>公告方法</u>は、電子公告<u>とする</u>。 ただし、電子公告を行うことができない事 故その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、4億8, 000万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行す る。

〈削除〉

(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

2 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

〈削除〉

〈削除〉

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株券の種類、株主(実質株主名 簿に記載または記録された実質株主を含 む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事 項の変更、単元未満株式の買取りおよび 株券喪失登録手続、その他株式に関する 取扱等については、取締役会で定める株 式取扱規則による。 (基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿等に記載または記録された議決権有す る株主(実質株主を含む。以下同じ。)をも って、その決算期に関する定時株主総会に おいて権利を行使することのできる株主と する。

2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。

〈新設〉

第3章 株主総会

〈新設〉

(招集の時期および議決権)

第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に<u>招</u> 集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを 招集する。

第12条 〈条文の記載省略〉

(決議の方法)

第13条 〈条文の記載省略〉

2 商法第343条第1項の規定による株主 総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の2以上に当たる多数をもってこれを 行う。

〈新設〉

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証</u>する書面を当会社に提出しなければならない。

〈削除〉

〈削除〉

(単元未満株主の権利)

- 第11条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権 利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第 189 条第 2 項により定款をもって しても制限することができない権利
 - (2) 株主割当による募集株式および募集新株 予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に 記載または記録された株主をもって、定時 株主総会において権利を行使することが できる株主とする。

(招集の時期)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第 14 条 〈現行どおり〉

(決議の方法)

第15条 〈現行どおり〉

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、 連結計算書類および事業報告に記載又は表 示すべき事項に係る情報を、法務省令の定 めるところにより、インターネットで開示 することができる。

(議決権の代理行使)

第 17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第15条~第16条 〈条文の記載省略〉

(取締役の任期)

第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の</u> <u>決算期に</u>関する定時株主総会終結の時まで レオス

2 〈条文の記載省略〉

(代表取締役および役付取締役)

第<u>18</u>条 取締役会の決議をもって、代表取締役を 定める。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長1 名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定</u> めることができる。

第19条~第20条〈条文の記載省略〉

(取締役会の決議)

第 <u>21 条</u> 〈条文の記載省略〉

2 〈新設〉

(取締役の報酬)

第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

第23条 〈条文の記載省略〉

(監査役の選任の方法)

第24条 監査役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第<u>25</u>条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の</u> <u>決算期に</u>関する定時株主総会終結の時ま でとする

2 〈条文の記載省略〉

(常勤の監査役)

第 <u>26</u>条 <u>当会社は、監査役の互選をもって、</u>常勤 の監査役を<u>定める</u>。

第27条~第28条 〈条文の記載省略〉

(監査役の報酬)

第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第 4 章 取締役および取締役会

第18条~第19条 〈現行どおり〉

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度に</u>関する定時株主総会終結の時までとする。

2 〈現行どおり〉

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長1 名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選</u> 定することができる。

第22条~第23条 〈現行どおり〉

(取締役会の決議)

第 24 条 〈現行どおり〉

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

〈削除〉

第 5 章 監査役および監査役会

第 25 条 〈現行どおり〉

(監査役の選任の方法)

第26条 監査役<u>の選任は、株主総会において、議</u> 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までとする。

2 〈現行どおり〉

(常勤の監査役)

第<u>28</u>条 <u>監査役会は、監査役の中から</u>常勤の監査 役を<u>選定する</u>。

第29条~第30条 〈現行どおり〉

〈削除〉

〈新設〉

〈新設〉

第 6 章 計 算

(営業年度および決算期)

第30条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までと<u>し、営業年度の末日</u> を決算期とする。

〈新設〉

(利益配当金および中間配当金)

- 第<u>31</u>条 <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日</u> の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。
 - 2 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9月30日の最終の株主名簿等に記載ま たは記録された株主もしくは登録質権者 に対し、商法第293条/5の規定による 金銭の分配(以下「中間配当」という)を支 払うことができる。

(除斥期間)

第32条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

(転換社債の転換の時期)

第33条 転換社債の転換により発行された株式に 対する最初の利益配当金および中間配当 金は、転換の請求が4月1日から9月30 日までになされたときは4月1日に、10 月1日から翌年3月31日までになされ たときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

第 6 章 社外監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第31条 当会社は、社外監査役との間に、当会社 に対する損害賠償責任に関する契約を締結 することができる。ただし、その賠償責任 の限度額は、社外監査役については800 万円以上であらかじめ定められた金額又は 法令が定める金額のいずれか高い額とす る。

第_7 章 計 算

(事業年度)

第<u>32</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

<u>第33条</u> 当会社は、取締役会の決議により、法令 が定めるところにより、剰余金の配当等を 行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 剰余金の配当として期末配当は毎年3月 31日、中間配当は毎年9月30日の株主 名簿に記載または記録された株主もしく は登録株式質権者に対しこれを行うこと ができる。

〈削除〉

(除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

〈削除〉